

# 千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金（第3弾） 申請書

（令和6年2月5日～4月5日受付）

これは**個人事業主用**の申請書です。

※法人の方は、「法人用」を使用してください。

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金給付要綱第3条の給付対象事業者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき支援金を申請します。なお、同要綱第7条の規定に基づき支援金の給付が決定した場合、記載の口座へ振込をお願いします。

千葉県知事 熊谷 俊人 様

記入日	令和 6 年		月		日
-----	--------	--	---	--	---

申請者	住所 (運転免許証上の住所)	〒		-		都道府県		市区町村	注) 町・村の場合 △△郡□□ 市区町村	
	カナ									
	氏名									
	生年月日 ✓	大正	昭和	平成		年		月		日
	性別 ✓	男	女							
	常時使用する従業員数		人							
	連絡先	電話								
		メールアドレス								
連絡担当者	カナ						部署 (なければ不要)			
	氏名									

↓該当する項目に必ず✓をしてください。

の必要 確認書 ✓類	1	(申請する車両全て) 令和6年2月1日時点の 電子車検証 (ICチップ付き車検証) の車両 ↓ 「自動車検査証記録事項」の写し 従来の自動車検査証の車両 (電子車検証に切り替わっていない車両) ↓ 「自動車検査証」の写し 詳細は次のページをご覧ください。 ※車検のない自動車 (250cc以下のオートバイ) は令和6年2月1日時点の「軽自動車届出済証」
	2	運転免許証の写し (この申請書の10ページに貼付) ※申請を行う月に有効であるもの
	3	通帳の写し (この申請書の11ページに貼付)

※貨物運送事業の許可書・届出書の写しは不要です。

## 便利なオンライン申請をおすすめします

- ①申請サイトでメールアドレスを認証してログイン
- ②必要事項を入力
- ③カメラで撮影した必要書類の写真をアップロード  
郵送費用もかかりません！スマートフォン・パソコンから申請できます。  
万が一不備があっても、再度ログインして書類を再提出することができます。



# 自動車検査証（車検証）について

令和6年2月1日時点の

電子車検証に切り替わっている車両  
↓  
「自動車検査証記録事項」

従来の自動車検査証の車両  
↓  
「自動車検査証」

をご用意ください。

従来の自動車検査証が、電子車検証（ICチップ付き自動車検査証）と自動車検査証記録事項に順次切り替わっています。

（普通車：令和5年1月～  
軽自動車：令和6年1月～）

車検証が切り替わっている車両は「自動車検査証記録事項」が必要です。

## 従来の自動車検査証



297mm

車検更新等で順次切り替わっています  
(普通車 R5.1～ 軽R6.1～)

## 自動車検査証記録事項



## 電子車検証 (ICチップ付き自動車検査証)



178mm

## 重要

令和6年2月2日以降に車検を更新する（した）方は、

車検前の自動車検査証記録事項または自動車検査証の写しを手放さずに保存・提出してください。

※令和6年2月2日以降に変更登録などをする方も同様です。

## 1 申請者に関する確認

【1～5】該当する項目に必ず✓をしてください。1～5を全て満たす必要があります。

	✓	内容									
1		令和6年2月1日時点において、申請者の名義で、①～③のうちいずれかの貨物自動車運送事業を営んでいる。 (①～③のうち、許可・届出のあるものにチェックしてください。)									
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 5%; background-color: yellow;"></td> <td>一般貨物自動車運送事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="background-color: yellow;"></td> <td>特定貨物自動車運送事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="background-color: yellow;"></td> <td>貨物軽自動車運送事業</td> </tr> </table>	①		一般貨物自動車運送事業	②		特定貨物自動車運送事業	③		貨物軽自動車運送事業
①		一般貨物自動車運送事業									
②		特定貨物自動車運送事業									
③		貨物軽自動車運送事業									
2		申請日時点において、貨物自動車運送事業を継続しており、引き続き事業を継続する意思を有する。									
3		千葉県内に営業所を有している。									
4		常時使用する従業員の数が300人以下である。									
5		事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している。									

## 2 車両に関する確認

該当する項目に必ず✓をしてください。1～6を全て満たす必要があります。

「6 給付対象車両一覧」(本申請書6ページ～)に記載の自動車は、

	✓	内容
1		自ら走行する自動車である(被牽引車ではない)
2		令和6年2月1日時点で、千葉県内の営業所に配置された貨物自動車運送事業のために使用している事業用自動車である ※いわゆる、緑ナンバー、黒ナンバーであること
3		千葉県内のナンバー(自動車登録番号、または車両番号)の自動車である
4		令和6年2月1日時点で、車検が有効であった (その時点で車検切れだった車両は対象外) ※車検がない自動車(250cc以下のオートバイ)の場合 →令和6年2月1日までに軽自動車届出済証の交付を受けている。
5		令和6年2月1日時点で、自動車検査証上の「使用者」が申請者本人である ※車検がない自動車(250cc以下のオートバイ)の場合は軽自動車届出済証上
6		同一の車両で、他の者が申請していない



### 3 誓約事項

内容を確認・了承した上で、1～8の全てに✓をしてください。

✓	誓約内容
1	給付要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
2	千葉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
3	給付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
4	国の行政機関（国の行政機関から委託を受けた者を含む）が支援金等の給付要件の該当性等を審査するために必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該行政機関の求めに応じて千葉県が提供することに同意します。
5	千葉県が、申請内容の適合性を確認するため、運輸（支）局又は軽自動車検査協会に対して、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を提供し、運輸（支）局又は軽自動車検査協会が保有する情報を照会し、運輸（支）局又は軽自動車検査協会が千葉県に当該情報を提供することに同意します。
6	申請に係る書類及び関係する帳簿並びに全ての証拠書類を今後5年間保存することを承諾します。
7	誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。
8	<p><b>【暴力団排除関係】</b>  私は、次の①～③のいずれにも該当せず、将来においても次の①～③のいずれにも該当しないことを誓約します。また、該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。</p> <p>① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）  ② 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）  ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為  イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為  ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為  ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p>



#### 4 給付対象車両の台数

事業の種類別	給付単価（円）	給付対象車両の台数
一般貨物自動車 運送事業	23,000	
特定貨物自動車 運送事業	23,000	
貨物軽自動車 運送事業	8,000	

#### 5 振込先情報 ※支払不能を防ぐため、鮮明に、誤りなく記載してください。

金融機関名											金融機関 コード						(4桁)
本・支店名											支店コード						(3桁)
預金種別 (いずれかに✓)		普通		当座		口座番号 (※1)											(7桁)
口座名義人 (※2)																	
カタカナ で記載																	
記入例	チ	バ		タ	ロ	ウ											

※1 口座番号が6桁以下の場合、はじめに「0」を記載してください。

※2 口座名義人は、申請者本人名義（個人事業主の名義）に限ります。



10ページに通帳の写しを貼り付けてください



## 6 給付対象車両一覧

必ず✓をしてください。

車検のある自動車		車検のない自動車 (250cc以下のオートバイ)		要件
✓	自動車検査証記録事項の項目	✓	軽自動車届出済証の項目	
	記録年月日		届出年月日/交付年月日	令和6年2月1日以前である。 (従来の車検証の場合は欄外上部の日付)
	自動車登録番号 又は 車両番号		車両番号	千葉、成田、市川、船橋、習志野、袖ヶ浦、市原、松戸、野田、柏のいずれかである。
	自動車の種別			普通・小型・大型特殊・軽自動車のいずれかである。
	用途			貨物又は特殊である。 (軽自動車と二輪車の場合は乗用でも可)
	自家用・事業用の別		自家用・事業用の別	事業用である。
	車体の形状/備考		車体の形状/備考	貨物輸送を目的としたものであり、かつ、被牽引車ではない。
	最大積載量			最大積載量が明示されている。(二輪車、軽乗用車、霊柩車の場合は不要)
	使用者の氏名又は名称		使用者の氏名又は名称	申請者と同一である。
	有効期間の満了する日			令和6年2月1日時点で車検が有効であること

ナンバー (自動車登録番号 又は 車両番号)		自動車の区分【✓を記入】					
		一般/特定貨物			貨物軽		
車台番号		普通	小型 (二輪 以外)	大型 特殊	軽自 動車	二輪車 (250cc 超)	二輪車 (250cc 以下)
例	ナンバー 千葉 1 0 0 あ 1 2 3 車台番号 ABC 1 2 3 - 4 5 6 7 8 9 0	✓					
1	ナンバー 車台番号						
2	ナンバー 車台番号						
3	ナンバー 車台番号						
4	ナンバー 車台番号						
5	ナンバー 車台番号						
6	ナンバー 車台番号						
7	ナンバー 車台番号						
8	ナンバー 車台番号						
9	ナンバー 車台番号						
10	ナンバー 車台番号						



給付対象車両一覧の続き

ナンバー（自動車登録番号 又は 車両番号）		自動車の区分【✓を記入】					
		一般／特定貨物			貨物軽		
車台番号		普通	小型 (二輪 以外)	大型 特殊	軽自 動車	二輪車 (250cc 超)	二輪車 (250cc 以下)
11	ナンバー						
	車台番号						
12	ナンバー						
	車台番号						
13	ナンバー						
	車台番号						
14	ナンバー						
	車台番号						
15	ナンバー						
	車台番号						
16	ナンバー						
	車台番号						
17	ナンバー						
	車台番号						
18	ナンバー						
	車台番号						
19	ナンバー						
	車台番号						
20	ナンバー						
	車台番号						
21	ナンバー						
	車台番号						
22	ナンバー						
	車台番号						
23	ナンバー						
	車台番号						
24	ナンバー						
	車台番号						
25	ナンバー						
	車台番号						
26	ナンバー						
	車台番号						
27	ナンバー						
	車台番号						
28	ナンバー						
	車台番号						
29	ナンバー						
	車台番号						
30	ナンバー						
	車台番号						



給付対象車両一覧の続き

ナンバー（自動車登録番号 又は 車両番号）		自動車の区分【✓を記入】					
		一般／特定貨物			貨物軽		
車台番号		普通	小型 (二輪 以外)	大型 特殊	軽自 動車	二輪車 (250cc 超)	二輪車 (250cc 以下)
31	ナンバー						
	車台番号						
32	ナンバー						
	車台番号						
33	ナンバー						
	車台番号						
34	ナンバー						
	車台番号						
35	ナンバー						
	車台番号						
36	ナンバー						
	車台番号						
37	ナンバー						
	車台番号						
38	ナンバー						
	車台番号						
39	ナンバー						
	車台番号						
40	ナンバー						
	車台番号						
41	ナンバー						
	車台番号						
42	ナンバー						
	車台番号						
43	ナンバー						
	車台番号						
44	ナンバー						
	車台番号						
45	ナンバー						
	車台番号						
46	ナンバー						
	車台番号						
47	ナンバー						
	車台番号						
48	ナンバー						
	車台番号						
49	ナンバー						
	車台番号						
50	ナンバー						
	車台番号						





▼ここに運転免許証の写しを▼  
貼り付けてください

(両面必要です)

運転免許証 (オモテ面)

運転免許証 (ウラ面)



## ▼ここに通帳の写しを貼り付けてください▼

①銀行名、②支店番号、③支店名、④口座種別、⑤口座番号、⑥名義人がある部分をコピーしてください。

【注意】通帳の表紙だけでは上記6項目確認できない場合 → 通帳を開いた1・2ページも貼り付けてください。



※キャッシュカードに上記の口座情報が全て記載されている場合はキャッシュカードの写しでも可。

※通帳やキャッシュカードがない場合（電子通帳など）は、口座情報の画面コピーでも可。



※この欄に収まらない場合は、別途A4用紙に貼り付けて同封してください。